

利用規約

【レンタル契約の成立】

お客様は、本レンタル規約を承諾の上、RIG株式会社にレンタル契約の申し込みをするものとします。

お客様からのお申し込み内容を当社が適当と認め、当社がお客様に承諾の意思表示を行った時にお客様と当社のレンタル契約が成立します。

また、利用をお断りした際に理由を説明する義務を当社は負わないものとします。

【保証人の規定】

お申し込みを頂いたお客様が成人の方で、ご利用者様ご本人の場合は保証人の必要はありません。

但し、ご利用者様が未成年の場合は保証人が必要になります。

【保証金の取り扱い】

保証金はお預かりしておりません。但し、デジタル家電・発電機など一部商品では保証金をお預かりしております。返却の際に返金致します。

【レンタル期間】

レンタル期間は最短当日、最長4年です（合意により延長をすることは可能です）。但し、月々払いレンタル商品に限り、納品月の翌月から最短期間1年以上のご契約となります。

レンタル商品がお客様に納入された日から、契約書で定める返却日までがレンタル期間となります。

【レンタル料金】

レンタル料金は、契約書記載の金額（レンタル期間に応じて当社が算出した料金）になります。

お支払いはレンタル料金全額を前払い（銀行振り込み・商品代金引換・カード決済）とします。

但し、月々払いレンタル商品に限り、初回のみ納品月の翌月から2か月分（納品月無料）を先払い（銀行振り込み・カード決済）にてお支払いとし、納品月の翌月から3か月目以降毎月のお支払いは口座引き落としとします。

【レンタル商品の使用管理責任】

お客様は、善良なる管理者の注意義務をもってレンタル商品の使用・管理を行うものとします。

また、お客様は商品本来の用法・能力に従ってこれを使用するものとします。

これらに反した使用・管理により、お客様や第三者に損害が生じた場合には、お客様の責任においてこれを処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

【お客様の報告義務】

商品に構造上の欠陥がある場合・レンタル商品の破損、滅失、その他効用の喪失・レンタル商品の延長利用のご連絡・盗難、紛失・氏名、商号、住所、連絡先電話番号に変更があった場合・第三者が、差し押さえ、仮差し押さえ、または権利主張をする恐れがある場合は必ず弊社まで報告してください。

【動作保証】

家電製品は配達時に動作確認を行いますので、必ず立ち会いをお願い致します。その際、動作が正常でない場合は速やかに修理するか代替品の納入を行います。お届け方法によってはご自身にて到着時の動作確認をお願いする場合がございます。

【お届け後不具合等の保証につきまして】

当社は、レンタル期間中にレンタル商品がお客様の責任でない事由により故障・破損・滅失した場合、速やかに修理するか代替品の納入を行います。代替品をご用意できない場合や商品の不具合によりお客様のご使用目的を達成できなかった場合には契約のレンタル料金のご返金をもって一切の責任を免れるものいたします。

【レンタル商品の故障・破損・滅失等】

当社は、レンタル期間中にレンタル商品がお客様の責任でない事由により故障・破損・滅失した場合、速やかに修理するか代替品の納入を行います。お客様に責任がある事由によりレンタル商品が故障・破損・滅失した場合は修理代金を頂きます。また、お客様の責任がある事由（盗難・火災を含む）によりレンタル商品が滅失あるいはその効用を喪失した場合は、レンタル期間中のレンタル料全額に加え、損害賠償として当社が定めた基準により算出したその商品の代金を頂きます。

【レンタル商品の災害・事故等の弁償金について】

商品がお客様に責任の無い事由により災害・事故等のために、使用不能となった場合にはお客様に盗難届または被災証明をご提示頂きます。当社が保険給付を受けた場合には、保険給付を受けた限度で賠償金の請求を致しません。但し、天災（地震・雷・台風・洪水等）により商品が使用不能になった場合、無償での代替品の提供・修理は出来かねます。お客様の不注意による商品破損・滅失、天災で商品が使用不能になった場合のレンタル料金の返金は致しません。また、商品引渡し後に生じた事故（落下・漏水・漏電等）処理にかかる費用を弊社は一切負担致しません。

【禁止事項】

お客様は、レンタル商品を第三者に使用させる行為、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分をしてはいけません。

また商品の改造、改装をしてはいけません。

【消耗品の費用負担】

レンタル期間中におけるレンタル商品の維持管理にかかる消耗品（照明器具の蛍光灯ランプ、電化製品の電池、掃除機の紙パックなど）の費用はお客様の負担となります。

【納品予定日までのキャンセル】

お客様はレンタル契約成立後、レンタル商品の納品予定日までの間、下記のキャンセル料金のお支払いをもって契約をキャンセルすることができます。

- ・納品予定日の3日前までのキャンセル → 無料
 - ・納品予定日の前日のキャンセル → レンタル料金の50%
 - ・納品予定日当日（但し、納品されるまで）のキャンセル → レンタル料金の100%
- 但し、宅配レンタル商品・ヤマト家財便配送商品については事前発送となります。為、納品予定日3日前以前のキャンセルの場合でも発送済みであれば往復送料全額ご負担となります。

【契約の解除】

お客様がレンタル契約に違反された場合、当社は特段の通知・催告なしに契約を解除することができるものとします。

この場合、お客様は直ちに商品を返還しなければなりません。

お客様が解除後もレンタル商品を返還されない場合は返還までの期間についてレンタル料金の1.5倍の金員を使用相当損害金としてお支払い頂きます。

【レンタル商品早期返却について】

レンタル商品期間終了前の早期返却については、2週間前までにお客様よりご連絡の上、レンタル商品引き取りの打ち合わせをさせて頂き、回収のお手配となります。レンタル商品がお客様の責任がある事由により、故障・破損・滅失等していた場合についての取り扱いにつきましては、「レンタル商品の故障・破損・滅失等」の項をお読みください。

宅配レンタル商品の返却につきましては、利用期間内であれば御連絡を頂く必要はございません。

また期間終了前返却につきましては差額返金もございませんが、違約金も発生いたしません。

但し、月々払いレンタル商品に限り、納品月の翌月から最短期間1年以上のご契約となります。為、納品月の翌月から利用期間1年に満たず返却をご希望の場合は、1年（12か月分）の総額から支払い済レンタル料金を差し引いた残額相当額をお支払いいただきます。

【レンタル期間終了後のご返却】

レンタル期間満了の2週間前までにお客様よりご連絡の上、レンタル商品引き取りの打ち合わせをさせて頂き、回収のお手配となります。

但し、宅配レンタル商品の返却につきましては、お客様より指定業者へご連絡をいただき、集荷依頼・梱包・商品発送をして頂く必要がございます。

レンタル商品がお客様の責任がある事由により故障・破損・滅失等していた場合についての取り扱いにつきましては、「レンタル商品の故障・破損・滅失等」の項をお読みください。

【利用期間延長の取り扱い】

レンタル期間の延長をご希望される場合には、レンタル期間満了の2週間前までにお申出ください。

但し、短期レンタル商品につきましてはレンタル期間終了前までとします。

お客様と当社との合意によりレンタル期間が延長された場合には延長料金を申し受けます。

延長料金は、レンタル料金に準じた額とし、延長する期間に応じて当社が算出した料金となります。

お客様が延長料金を支払期限までにお支払いされた場合にレンタル延長の効力が生じます。

お客様から延長のお申し出やご連絡があっても、延長料金が支払われない場合は、レンタル期間を経過したものと致します。

お客様がレンタル期間を経過したにも関わらずレンタル商品を返還されない場合は、返還までの期間、レンタル料金の1.5倍の金員を使用相当損害金としてお支払い頂きます。

当社が相当の期間を定めて催告したにも関わらずお客様が催告期限までにレンタル商品を返還されなかった場合、当社は、使用相当損害金に加え、レンタル商品の代価を請求できるものとします。

【ご延長料金のお支払について】

レンタル期間延長代金のお支払い期日は現状契約期間満了日の1週間前までとなります。

短期レンタルの商品につきましては次期契約期間の開始前までのお支払が必要となります。

ご延長料金のお支払いは銀行お振込みまたはクレジットカード決済のいずれかにてお承りするものとします。

【裁判管轄】

レンタル契約に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所をもって第一審管轄裁判所とします。